

シロキグループ人権方針

私たちシロキグループは、「誠実努力」という創業の精神のもと、経営理念に掲げる「人と地球が調和す持続可能な社会」を実現するために、「シロキグループ人権方針」（以下、本方針）を定め、シロキグループが事業活動を展開するなかで関わるすべての人々が生まれながらにして持つ基本的人権を理解し、人権尊重の責任を果たす努力をしております。

1. 基本原則および位置づけ

国連の「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」、国連の「グローバル・コンパクト」および「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、本方針を策定しています。

2. 適用範囲

本方針は、シロキグループのすべての役員および社員に適用します。また、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対しても、人権の尊重に努めていただくよう働きかけていきます。

3. 適用法令の遵守

事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めていきます。

5. 救済

シロキグループが人権に対する負の影響を引き起こしたり、これに関与したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

6. 教育および訓練

本方針を浸透、遵守するために、適切な教育および訓練を行います。

7. ステークホルダーとの対話

人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行います。

8. 情報開示

本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、Web サイト等にて報告していきます。

2022年9月制定
株式会社シロキホールディングス
代表取締役社長 白木 和夫